

◎新潟県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和元年6月21日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	名称	所在地	指定年月日
秋山 信子（柔道整復）	あすなろ接骨院	上越市木田1-5-3	令和元年5月24日
曾根 寿之（柔道整復）	三条寿整骨院	三条市旭町1-2-28 寿ビル1F	平成31年3月29日
小黒 巧海（はり・きゅう）	KEiROW 燕三条ステーション	三条市塙野目2丁目10-1 グリーンピア塙野目101号	平成31年4月2日
長橋 勇人（はり・きゅう）	あるく鍼灸治療院	見附市坂井町乙129-1乙	平成31年4月1日